

地方統計利用の活性化のために

ここ数年、全国統計協会連合会(全統連)の統計利用に関する一連の調査の企画、実施に関わってきた。そこで、これらの調査結果をふまえ、地方における統計利用の現状ならびに問題点、さらに今後の課題などについて考えてみたい。

統計法は、第16条に指定統計に対する統計の公表義務を規定している。近年、経費削減により次第に縮小されつつあるとはいえ、指定統計以外の諸統計についても調査結果のかなりの部分が公表され、一般の利用に供されている。この調査結果の還元は、被調査者の自発的協力に基づく民主主義下の統計作成原則と不可分に結びついている。

ところで、調査結果の還元、統計の利用という観点からわが国の地方統計活動を見た場合、現状は必ずしも満足できる状態ではないようである。統計の利用者、提供者の双方の側にその原因を探ってみよう。

統計利用の実態に関するわれわれの一連の調査により明らかになったことは、まず民間企業の場合、大企業では、景況・需要動向などのマクロ速報データを中心に政府統計を比較的良好に利用していること、中小企業では自社の内部経営情報に依存する割合が高く、政府統計に関しては新聞等に掲載される統計の解説記事に時おり目を通す程度であること、さらに、地方で提供される統計の主たる利用者は自治体それ自体であること、などである。

地方における統計利用の現状を制約している原因としてはいくつか考えられる。

まず、統計利用者が、利用目的に合致した統計を入手することがさほど容易でないという現実がある。統計の利用に際しては、利用者の個別具体的な利用目的を統計の「用語」に変換すること、

すなわちどの統計がそれに応えるかを知ることがまず必要であり、次いでその統計の所在自体に関する情報が必要となる。これらの点については、一方では利用者側での基礎的統計知識の不足、他方では現行の統計提供のあり方が問題である。

統計が現実の経済運営と密接に結びつき、統計の速報性はますます大きな意味を持つようになってきた。速報統計としての意義をもつ一部調査(標本調査、裾切り調査)が今日広く採用されているのもこのためである。しかし、失業率や投資動向など全体の比率や大まかな動向把握を目的とするこの種の調査では、一般に調査標本数も限られており、小地域集計は結果の安定性に本質的難点を持つ。そこで一部の自治体では、標本調査を地域統計として活用するため、独自に標本の上のせ調査が実施されている。

近年、電算機の導入により統計の集計能力は著しく向上した。地域の実情を反映した統計の利用可能性という点では、単に行政区画による画一的集計に加え、統計の性格に応じた多様な集計が試みられてしかるべきであろう。この点では、例えば、複数の行政単位にまたがる広域集計や商圏別集計といったものなどが考えられる。

さいごに、統計利用活性化のための諸方策について、いくつかの提案を行ってみたい。

まず、統計利用者の統計への接近(アクセス)をもっと容易にするための方策として、次のようなことが考えられる。まず、電算機の検索能力を活かした「統計案内情報ファイル」の作成である。このファイルは、利用可能な統計を網羅し、統計調査名、統計の所在に関する情報を集計項目から検索できる機能を持つ。また、地方統計機関に専門職として統計相談員を配置することも、地方に

法政大学教授 森 博 美

〔法政大学日本統計研究所〕
〔「地方統計情報センター」〕

おける統計利用の活性化の上で有効であろう。各方面の統計に通曉した専門の相談員は、利用者の統計利用上の様々な問合せに対応する。

情報化社会の進展に伴い、統計提供システムも新たな技術的基盤の上に再構築すべき時代が到来しつつある。オンラインなどによる統計提供ルートの整備は、提供すべき統計情報の集積の意義、その必要性を統計提供者に対してつきつけることになる。この点で、各種データベースのリンケージ、さらには、現在いろいろな調査主体によって

作成されている各種の統計を集積した「総合統計情報センター」の設置が望まれる。

他方、統計の面についていえば、小地域で利用可能な統計の見直しが必要である。調査統計では、小地域集計の可能な統計は、センサスならびに一部の大規模標本調査に限られる。これらの統計では、調査項目も基本的事項に限られざるをえない。そこで、現行の業務統計を小地域統計の整備という観点から見直し、その積極的活用をはかるといふ方向が考えられる。

ぜひご覧下さい

統計グラフコンクール入選作品展

昭和61年度茨城県統計グラフコンクールは、応募点数10,403点、応募者は19,191人に達しました。

これらの作品の中から厳重な審査により、知事賞、県議会議長賞等の入選作品66点、佳作369点が選ばれ、去る10月17日茨城県統計大会の席上表彰が行われました。

また、全国コンクールでは18点の出品作品のうち15点が入賞し、入選点数全国一の成績を収めることができました。

本年度の作品のレベルは一段と高くなり、どの作品をみても独創性に富んでおり、細かい観察や各種資料から得られた統計を見事なデザインと色彩と表現技術によって、大変よくまとめられております。

この展示会は、本年度の県コンクールにお

いて入賞した作品を広く皆様方にご覧頂いて、統計グラフに親しみと興味をもって頂く「キッカケ」になれば幸いです。

次のような日程で行われますからぜひご家族づれでお立ち寄り下さるようお待ちしております。

なお、ご希望の方に1987年統計グラフカレンダーを会場にてさしあげます。

日 時	昭和61年12月18日～22日まで 午前10時～午後7時まで
場 所	川又書店駅前店・6階展示場 (水戸市 宮町)
展示点数	66点

(統計課・統計指導グループ)

第28回茨城県統計大会

盛大に開催

第28回茨城県統計大会



去る10月17日(金)、水戸市民会館において茨城県統計大会が、知事をはじめ来賓、統計関係者1,000名余の参加を得て盛大に開催されました。

この大会は、統計関係者の一層の自覚と認識を深め、統計事業の発展とともに県民に対する統計思想の普及を図るため、昭和34年以来毎年開催されてきたもので、今回で28回を数えます。

大会は、富張県統計課長の開会のことばで幕が開き、はじめに主催者を代表して竹内知事から「皆様には日頃から統計に対する深いご理解と統計調査にあたって格別のご尽力をいただき深く感謝いたします。本年2月に策定した新茨城県民福祉基本計画の作成にあたり多くの統計資料を参考にしました。また、この計画の推進にあたっては正しい現状認識と的確な将来予測に基づく科学的判断が重

要であり、統計に対する需要も一段と高まってきている。県としては、今後とも統計調査の充実と統計調査環境の改善をはかり、地域社会づくりに役立つ統計の提供に努めていきたい」とあいさつがありました。

引き続き、統計調査に永年従事され功績の顕著な方々に対する知事表彰、県統計協会総裁表彰、各省庁大臣表彰伝達、全国統計協会連合会会長表彰伝達及び第37回茨城県統計グラフコンクール入賞者表彰が順次行われ、続いて、幸総務庁統計局統計審査官、県議会を代表して細谷県議会企画企業委員会委員長、市町村長を代表して佐川県町村会副会長(里美村長)からお祝いのことばと統計功労者に対するねぎらいのことばが贈られました。

続いて、統計功労者を代表して茨城町統計調査

員・海老澤勝壽氏の決意表明と、統計グラフコンクール入賞者を代表して下妻市立大宝小学校2年高久英恵さんの受賞の喜びが述べられました。

最後に、大会にあたり統計関係者の決意を広く表明するため、大会宣言が茨城県統計協会理事・鈴木江戸崎町企画開発課長の朗読ののち満場の拍手で採択され、同じく理事である殿岡出島村企画課長の閉会のことばで式典は終了しました。

また、本大会の式典には、介添えとしてミスポート大洗のお二人にお手伝いをいただき大会に花を添えていただきました。

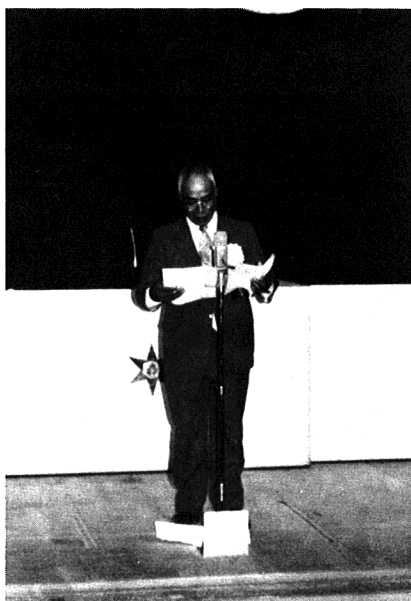
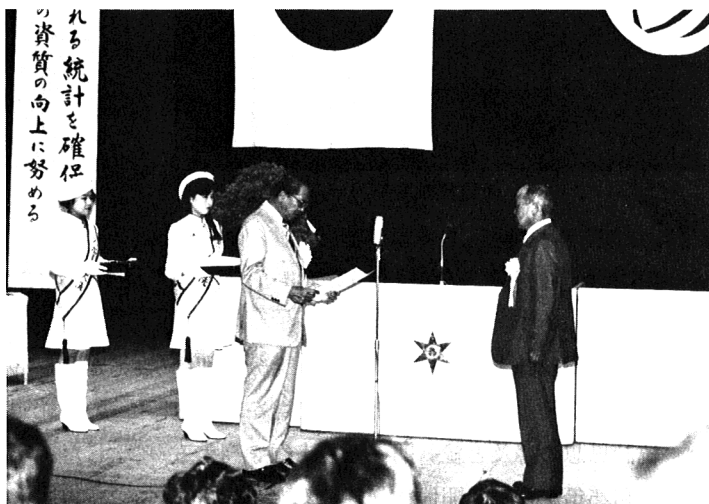
引き続きアトラクションに移りましたが、今回は昨年の科学万博茨城パビリオンの70ミリ映像の中で磯節を唄われたあの三浦節法さんの迫力ある民謡と演歌が披露さ

れ、さかんな拍手のうちに、とどこおりなく幕を閉じることができました。

以上、第28回茨城県統計大会にご協力をいただきました関係各位に対し、誌上をお借りして厚くお礼申し上げます。

(統計課・統計指導グループ)

▶表彰式



▲ 受賞者代表決意表明



▲ 受賞の喜び



▲ 津軽民謡を唄う



▲ 演歌を唄う

別府市で全国統計大会

第37回全国統計大会が10月31日(金)、大分県別府市の杉乃井ホテル内スギノイホールで開かれました。統計思想の普及と統計関係者の士気を高めるため昭和25年から毎年開催されているもので、全国各地から約3,000名が出席しました。

大会では後藤大会会長(全国統計協会連合会会長)、平松大分県知事、脇屋別府市長のあいさつのあと、統計の進歩発展にすぐれた功績のあった元総理府統計局統計調査官・鮫島龍行氏ら5人の方々に、わが国統計界の最高荣誉である大内賞が贈られるなど、表彰式が行われました。

また、「新しい社会・経済の動向に対応した統計体系の整備と統計情報の多角的利用の推進」をめざして大会宣言が採択され、引き続き平松大分県知事の一村一品運動にちなむ「地域活性化と人づくり」

と題した記念講演、アトラクションとしてヤマタの大蛇退治に由来する由布院神楽が披露されました。

次回第38回全国統計大会は、昭和62年10月29日新潟県新潟市で開催されます。

(統計課・統計指導グループ)



昭和61年工業統計調査のあらまし

工業統計調査は明治42年に始められた伝統ある調査で「製造業」(日本標準産業分類—F)に属する事業所(国及び公共企業体に属する事業所を除く。)を対象として、毎年12月31日現在で、事業所数、従業者数、製造品出荷額、原材料使用額などを調査し、工業の実態を明らかにすることを目的としており、指定統計第10号になっております。

昭和61年の工業統計調査の特徴は、

1. 製造業に属する事業所のうち、従業者3人以下の事業所は特定業種のみ調査対象とする。
 2. 調査票中、有形固定資産欄の内訳項目及び乙票の製造品在庫額が調査から除かれること。
 3. 事業所番号の設定替えを行うこと。
- などです。

1. 調査の方法

(1) この調査は、準備調査と本調査から成っており、本調査は甲調査、乙調査に分かれており、いずれもきまった様式の調査票を調査員が対象事業所に配布して、事業所に記入していただくことになっています。

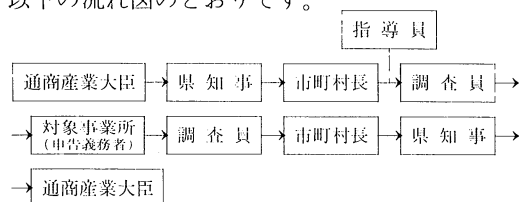
甲調査……従業者30人以上の事業所を調べるものです。

乙調査……従業者29人以下の事業所を調べるものです。

(2) 本調査の前に準備調査を行います。この準備調査は本調査の対象を把握し、準備調査名簿を作成するものです。

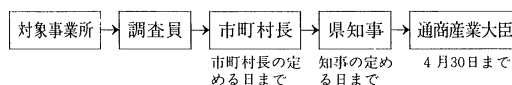
2. 調査の経路

以下の流れ図のとおりです。

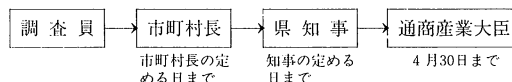


3. 調査票などの提出期限

(1) 調査票



(2) 準備調査名簿



4. 集計と公表

(1) 集計は通商産業省で行います。茨城県でも一部を独自で行います。

(2) 公表は、通商産業省で「昭和61年工業統計表」として産業編、品目編、市町村編、用地用水編、企業編、工業地区編、を順次刊行します。

茨城県でも速報及び「茨城の工業」として刊行します。

5. 調査結果の利用

工業統計調査の結果は、工業関係のさまざまな計画や施策の基礎資料として利用されています。

- (1) 地方自治体や国が都市計画を作る場合。
- (2) 総合開発計画、地域開発計画、工業用地、工業用水計画を作る場合。
- (3) 景気対策、中小企業対策の立案をする場合。
- (4) 企業が各種製品の生産、販売、サービス計画を作る場合や、新製品、新分野の開発調査をする場合。

(統計課・商工グループ)